

第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画（案）に関する意見募集の結果について

- 1 募集期間：令和7年12月22日（月）から令和8年1月20日（火）
- 2 公表場所：市公式ホームページ、市役所2階 地域振興課、市役所2階 行政資料室、市民活動センター1階、各支所情報公開コーナー
- 3 寄せられた意見の概要と市の考え方
（受付順）：13件（提出者3名）

番号	該当ページ・箇所	意見の概要	市の考え方
1	表紙・全体	「ブランドの消費」から「価値の循環」への転換 大都市の「湾岸エリア」「繁華街」「再開発地区」のような分かりやすいブランドをなぞるのではなく、廿日市市という場所で「何が循環しているのか」を定義すべき。「ちょうどいい、みつけた。」というキャッチコピーは、裏を返せば「どこにでもある」の同義語。地名を伏せても成立するような独自の「循環の設計図」が見えない。	「ちょうどいい、みつけた。」のロゴは、人が一生を生きていくために必要なものがちょうどよく揃うまちを感じさせるためのシティプロモーションロゴです。緑豊かな山々、恵みをもたらす海など本市が有する魅力を表しており、「市外の人に、はつかいちを知ってもらいたい」、「市民の皆さんに、はつかいちをもっと好きになってもらいたい」という思いを込めて制作しています。ロゴの変更や削除は行いませんが、廿日市市で、「何が循環しているのか」が見えた方がよいというご意見については、シティプロモーションに取り組む上での参考にさせていただきます。
2	7~17ページ 第3章 全体	「理念の羅列」と「行動設計」の乖離 「協働」「つながり」「人づくり」という言葉は綺麗だが、それが具体的に誰の行動をどう変えるのか、というUI/UX（ユーザー体験）の設計がスカスカである。ただ言葉を並べて共感が生まれるほど市民は暇ではない。言葉の定義にリソースを割くくらいなら、具体的な行動に結びつくインセンティブ（報酬やメリット）を設計すべきではないか。	第3章では「協働によるまちづくりを推し進めていくために、市がどのように取り組むのか」を示しています。計画の中で、具体的な報酬等について記載することは行いませんが、いただいたご意見を生かし、より多くの市民の皆さんに、自分たちが暮らし、関わる地区や地域のまちづくりに参加する必要性やメリットについて、感じてもらえるよう取り組んでいきます。
3	12~15ページ 第3章 (3)人づくり	行政の「介入」と「撤退」の線引き（覚悟の欠如） 「担い手を育成する」と言っているが、行政がどこまで首を突っ込み、どこから市民の自律に任せるのかという「線引き」が曖昧。全部をサポートしようとするのは、結局何も選んでいないのと同じ。行政が「これをやらない」と決める勇気こそが、自治体としての覚悟であり、それが市民の主体性を引き出す唯一の方法ではないか。	協働によるまちづくりを進める上で、市民の主体性は非常に重要であり、計画書の16ページにも「市民が取り組むまちづくり活動の自主性や自立性が失われないよう、活動の後押し等につながる適切かつ相応な支援を行います。」と記載しています。それぞれの地区や地域によって状況は異なるため、具体的に線引きし、計画に記載することは行いませんが、市は市民による人材の育成に際し、必要な支援を行います。
4	全体	「成功例の模倣」から「選択と集中の言語化」へ 大都市も地方都市も、外向きのポーズ（PR）に必死で内側の意思決定がボヤけているという点では同じ穴の貉（むじな）である。廿日市市が本当に目指すべきは、福岡市のような大都市の劣化コピーを作ることではなく、「うちはこれを捨てて、これに集中する」という冷徹なまでの優先順位の言語化である。それができて初めて、このまちは「決めている場所」として、独自の生存戦略を描けるはず。	廿日市市協働によるまちづくり条例に基づき、市民や多様な主体との協働によりまちづくりを進めることとしており、本計画は、施策の分野を問わず共通で取り組む内容を掲載しています。そのため、各分野の多種多様な取組について、本計画で具体的に優先順位を定め、記載することは行いませんが、「はつかいち未来ビジョン2035」との整合をはかりながら取り組んでいきます。
5	8~9ページ 第3章 (1)特性を生かしたまちづくり ②円卓会議の推進	円卓会議の位置づけについて 円卓会議は本計画における協働の中核的仕組みであるが、行政主導の意見聴取に矮小化される懸念がある。円卓会議は「市民が主導し、行政が参加・支援する場」であることを明確にし、行政施策説明の場ではないこと、市民側がテーマ設定や進行を担うことが可能であることを、計画本文に明記すべきである。また、円卓会議の開催プロセス（テーマ設定、関係者整理、合意形成、実行・検証）を示すなど、市民が実際に活用できる運用設計を示すことを求める。	市民が主導し、行政が参加・支援するという運営方法は、理想の形の一つと考えます。円卓会議についての説明は、計画書の8ページの条文に「多様な主体が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決を図るため、対等な立場で話し合う場」という旨を記載しているため、新たな追加は行いませんが、いただいたご意見を踏まえ、より市民が主体的に取り組める円卓会議を推進していけるよう、必要な支援に取り組んでいきます。
6	8~17ページ 第3章 成果指標	成果指標について 成果指標として「市民がそう感じる割合」や「ページビュー数」等が設定されているが、行政の行動変容や意思決定への反映状況を測る指標が弱いと感じる。協働の実効性を検証するためには、市民提案が施策や事業にどのように反映されたか、協働の場に行政職員がどの程度関与したかなど、行政側の行動を測る視点を成果指標に補完的に加えるべきである。	本計画は、市（行政）が計画に示した取組方針に沿って取組を進めることで、協働によるまちづくりを推し進め、「めざすまちの姿」の実現につなげるという体系としています。また、成果指標は、市の取組の成果等が、市民や地域にまで波及し、めざすまちの姿に近づいているのか等を測る指標（市民の意識や行動変容）を中心に設定しています。そのため、計画の成果指標の追加は行いませんが、行政としての行動変容や市民提案の反映状況を測る視点は大切であることから、各部署が事業や取組を自己評価するタイミングでこのような視点も含めて振り返りを行う仕組みを整えていきます。
7	15ページ 第3章 (3)人づくり ④協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成	職員育成について 職員育成については、研修や意識啓発にとどまらず、実際に市民活動や円卓会議の現場に職員が参加し、協働を実践的に学ぶ仕組みを計画レベル reminderで明確に位置づけるべきである。協働に消極的な職員や部署が生じた場合の改善・フォローの考え方も含め、組織として協働を引き受ける姿勢を示す必要がある。	ご意見のとおり、協働を実践的に学ぶことは重要であり、計画書の15ページにも「より現場での実践を大切に職員の育成に取り組めます。」と記載しています。協働を実践的に学ぶ場や機会は、部署によってさまざまであるため、その仕組みを限定して位置づけることは行いませんが、各部署の事業や取組についての調査・検証等に協働についての理解や取組が不足している部署に対して、改善を促していきます。
8	16~17ページ 第3章 (4)評価及び支援	評価および支援について 支援については、自主性・自立性を尊重するとしつつも、実際には伴走支援が早期に終了し、活動が育ちきらないケースも見受けられる。支援を「立上げ期・成長期・自走期」に分けた段階設計とし、支援終了の判断基準を活動の成熟度に基づいて示すことで、市民活動を育てる評価・支援となるよう改善を求める。	ご意見のとおり、市民活動を育てていくためには、立ち上げから自走するまでの過程で、段階に応じた支援が必要と考えており、いただいたご意見は、今後の取組を検討する上での参考にさせていただきます。

番号	該当ページ・箇所	意見の概要	市の考え方
9	全体	<p>(1) 本計画が直面する最大のリスクについて 全国の多くの自治体計画と同様、「運用段階で行政が変わらなかった場合、形骸化する」リスクを内包している。特に以下の状態が生じた場合、実質的に機能していないと判断せざるを得ない。 ○協働を掲げながら、行政職員が現場に出ない ○市民側が主導する円卓会議が実際には成立しない ○協働を理由に、行政としての判断・責任が曖昧になる ○評価や支援が「前例踏襲」や「管理目的」にすり替わる これらは理念の問題ではなく、運用と覚悟の問題である。</p> <p>(2) 「協働」の名の下で起こり得る誤用への明確な歯止め 協働は、本来、行政の責任を軽くするための概念ではない。しかし現場では、以下のような誤用が起こり得る。 ○市民と協働するので、市は直接関与しない ○市民の自主性を尊重するため、支援は最小限にする ○意見は聞いたが、最終判断は別途行った これらは協働ではなく、責任の分散・回避である。本計画においては、「協働しているからこそ、行政の責任はより明確になる」という考え方を、運用指針として明確に共有すべきである。</p> <p>(3) 行政内部に対する問い（覚悟の確認） 本計画が本気で実装されるためには、行政内部に対し、次の問いが共有される必要がある。 ○協働の現場に出ることは、職員の付加業務なのか、本務なのか ○市民主体の提案が、行政の都合と衝突した場合、どう扱うのか ○協働に消極的な部署・職員を「個性」として放置するのか ○協働を理由に、行政の意思決定を曖昧にしない仕組みがあるか これらに対する答えが無いままでは、計画は運用段階で必ず歪む。</p> <p>(4) 本計画を「生きた計画」にするための最低条件 本計画が単なる方針文書ではなく、生きた運用計画となるためには、少なくとも次の条件が必要である。 ○協働に関わる職員が、実際に市民の現場に関与する仕組み ○円卓会議が「開催されたか」ではなく、「何が生まれたか」で評価される視点 ○市民活動への支援が、短期的な成果ではなく、成長過程を評価する設計 ○協働を理由に、行政の責任や判断が曖昧にならない運用原則 これらが運用で担保されなければ、計画は形だけのものとなる。</p> <p>(5) 結語 本計画は、「協働を本気で引き受ける自治体になるのか」、「協働という言葉に安全に使い続ける自治体にとどまるのか」その分岐点に立っている。協働を掲げる以上、行政と市民が同じ重さで責任を持つ関係を築くことを強く望む。</p>	<p>(1) 本計画が直面する最大のリスクや(2)「協働」の名の下で起こり得る誤用への明確な歯止め、(4) 本計画を「生きた計画」にするための最低条件については、計画を運用していく上での貴重なご意見として参考とさせていただきます。また(3) 行政内部に対する問い（覚悟の確認）についてですが、協働の現場に出ることは本来の業務であり、協働に消極的な部署・職員がいる場合は、改善を促してまいります。また、市民主体の提案が行政の方針と同じ方向でない場合は、互いの目的や思い等を共有できるように取り組み、最善の結果につながるよう意思決定をしてまいります。なお(5) 結語の意見については、協働の理念について市職員への浸透に努めてまいります。</p>
10	全体	<p>これまで取り組んだ「まちづくり推進計画」に係る問題と課題を問う。</p>	<p>本計画の策定にあたって、前期計画のプロセス評価やまちづくり活動団体へのアンケート等から現状分析を行い、次のような点を課題として捉え取組方針を記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながりを大切にしたいまちづくりの拠点施設の運営 ・多様な主体がつながり、話し合う場の必要性 ・活動や情報発信におけるDXの推進 ・社会状況の変化による人材不足と職員を含めた人材育成の必要性 ・市民の主体性を尊重した支援のあり方の検討
11	全体	<p>憲法・地方自治法などの規定をふまえた「まちづくり基本条例」として、この条例は手段であり、協働して何を目的とするかが問われているのではないかと。</p>	<p>市の責務を果たし、市民や多様な主体との協働によりお互いの強みを生かして、よりよいまちづくりを進めていくこととしています。</p>
12	全体	<p>市の責務あるいは市長の責任において、“まちづくり”をするにあたり、企画・予算化・計画をして発信・情報提供を成し、協働・共同して実現をしていくことについて。</p>	
13	全体	<p>市の策定中の他の計画等とはどのように関係しているのか。</p>	<p>本計画の内容については、他の計画との整合を図りながら策定を進めています。</p>